平成３０年（フ）第２５９号
千葉県柏市大井717番地１　ビュー大木戸２－104号
債務者　菅藤　　弘
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第５７号
神奈川県横須賀市若松町３丁目13番地　武本荘２－Ａ
債務者　高橋　葉月
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２６５６号
東京都杉並区荻窪２丁目40－２－318　荻窪２丁目アパート
債務者　黒石富美子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６５７号
東京都杉並区荻窪２丁目40－２－318　荻窪２丁目アパート
債務者　佐藤　安広
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６７３号
東京都台東区橋場１丁目６－13－205
債務者　鈴木　則昭
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６８５号
東京都豊島区南池袋３丁目24－11　ハイツ池袋Ｂ　102
債務者　小倉　好江
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６８９号
東京都江戸川区東葛西６丁目43－18－402
債務者　新田　哲也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６９１号
東京都足立区関原２丁目25－８
債務者　浅田　記子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６９７号
東京都江戸川区中葛西２丁目17－５－103
債務者　藤　　康博
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６９９号
東京都練馬区石神井町２丁目15－11－102
債務者　平古場　隆
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７０５号
東京都世田谷区祖師谷６丁目４－28　メゾン祖師谷Ｂ棟
債務者　塚越潤一郎
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７１１号
東京都品川区大崎２丁目11－２－705
債務者　島田　耕平
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７１２号
東京都荒川区荒川６丁目32－４　イングヴェイ酒井
債務者　新村　　遥
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７１３号
東京都足立区保木間２丁目５－７
債務者　田中　豊子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７１４号
東京都江戸川区中葛西４丁目５－15－305
債務者　埒井　博道
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部